

10周年記念大会



8月末に開催された司法研修所の10周年の集まりに参加してきました。要するに同窓会です。

同期は全部で1500人弱いて、それが20クラスに分かれていましたので、1クラス約70人の大所帯です。うちのクラスは当時から仲が良くまとまりがあったので、出席率は他のクラスと比べて高めでした。

思い出話や仕事の愚痴、子どもの話などで盛り上がりましたが、10年も経つとさすがに体力が落ちており、日付が変わるころには寝てしまいました。

みんなそれぞれに活躍しているようであり、よい刺激を受けることができましたので、今後もより一層仕事に励みたいと思います。

変わった相談者

破産の申立てをする際、どのような経緯で破産に至ったのかを裁判所に知らせます。

依頼者には、「過去10年、経済状況が悪化した事情をメモ書き程度で構わないので教えてください」とお願いしますが、今までに1人だけA4サイズの用紙50枚くらいの超大作を用意してくれた方がいました。

全てに目を通すのが大変でしたし、それを短くまとめるのがもっと大変でした。

裁判上の和解について

民事訴訟では必ず判決をもらうのではなく、多くの場合、和解で解決しています。

訴訟がある程度進んだ段階で裁判所の心証が開示されますので、それを踏まえて和解の話合いが行われます。当然、当事者の一方にとっては納得しがたい内容となってしまいますが、和解をせずに判決となった場合のメリット・デメリット等を検討すると、訴訟提起前の交渉よりもスムーズに和解を成立させることができる印象です。

また、裁判所から具体的な金額まで提示され、これを検討してくるよう指示を受ける場合があります。もっとも、粘り強く交渉を続けると、裁判所提示の金額よりも有利な金額で和解することができることもあります。そのような場合の代理人（私）の満足感はとても高いです。ですが、依頼者が私と同じように満足しているとは限らないのが悩みどころです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設